

知的財産

1 異業種と連携し、新しいビジネスを始めたい

団体 補助

市場ニーズに即した新ビジネス展開に必要な事業化可能性調査のための経費を補助します。

対象となる方

民間事業者、農林漁業者の組織する団体 等

支援内容

< 新ビジネスの事業化可能性に関して調査・検討したい >

農林漁業者と異業種の事業者間の連携により、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための事業化可能性調査に対して支援（補助率定額）します。



研究段階を終えた後の
事業化の前段階を支援

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局知的財産課

TEL: 03-6738-6442

FAX: 03-3502-5301

<事業名：6次産業化・新産業創出促進事業>

借受予定者やその資金用途に応じて、以下の制度資金が利用できます。

資金・対象者・貸付条件

資金	新規用途事業等資金	食品安定供給施設整備資金(新規事業育成)
貸付対象者	特定農林畜水産物を原材料とする製造又は加工の事業を営む者 (注1)	食品の製造、加工又は流通の事業を営む者 若しくはこれらの者の組織する法人(注2)
貸付金利	0.70~0.69%	0.55~0.54%
償還期限	15年以内 (据置3年以内) (東日本大震災関連は3年延長)	15年以内 (据置3年以内) (東日本大震災関連は3年延長)
貸付限度額 (融資率)	80%	40%

(注1) 特定農林畜水産物を原材料として使用する食品製造業者等であって、新規用途事業等に関する計画が適当であると食料産業局長が認定したもの

(注2) 国産農林畜水産物の年間取引額が3,000万円以上であって、1年以上の安定的取引が見込める者
(飼料製造業を除く)

(注3) 金利は平成29年9月21日現在です。

※食品流通構造改善促進法に基づき農林水産大臣の認定を受けて実施する新技術研究開発事業(新技術の研究開発等に必要施設の取得)については、更に貸付金利が優遇されます。

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

最寄りの日本政策金融公庫

<資金名：新規用途事業等資金、食品安定供給施設整備資金(新規事業育成)>

植物の新品種を育成した方は品種登録の出願をすることができます。

対象となる方

植物の新品種を育成した方（又はその承継人）

内 容

<① 新品種を品種登録したい>

農林水産物の生産のために栽培される植物（種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類）及びきのこ（政令で指定されたもの）の新品種を育成した方は、品種登録の出願をすることができます。

審査の結果、品種登録の要件を満たしていれば品種登録され、育成者権が付与されます。育成者権が付与されると、自ら生産・販売等を行い、又は他者に利用権を設定するなどして、利益を得ることが可能となります。

<② 品種登録された品種を利用したい>

登録品種を利用したい方は、育成者権を所有している方から許諾を得る必要があります。品種登録の情報は、農林水産省の品種登録ホームページで見ることができますので、育成者権を所有している方を調べることができます。

<③ 海外でも品種登録したい>

海外での無断増殖を防止するためには、我が国と同様に海外においても品種登録することが有効です。

農林水産省では、我が国農産物の輸出力強化につながる品種について、海外における育成者権取得に係る経費を支援しています。

※詳細については、下記にお問い合わせください。

ご注意

日本における品種登録の出願には、出願料（47,200円）が必要です。また、育成者権を維持するためには、登録料を納付しなければなりません。

* 六次産業化・地産地消法・花き振興法による研究開発・成果利用事業の成果に係る出願品種については、出願料と登録料が1/4に軽減されます。

詳細は、農林水産省の品種登録ホームページ
⇒ <http://www.hinsyu.maff.go.jp/> をご覧ください。

品種登録

検索



【お問い合わせ先】

農林水産省食料産業局知的財産課

品種登録窓口 TEL:03-6738-6471（日本における品種登録について）

種苗企画班 TEL:03-6738-6443（海外への品種登録出願の支援について）

→ 地理的表示の申請に向けた相談対応を行う支援窓口を設置しています。

対象となる方

地理的表示（G I）登録をしたい生産者団体等

支援内容

支援窓口を設置しG Iの申請へ向けた相談等を受け付けています。

- ・ G I 制度に関する疑問について回答します
- ・ 申請書類の作成についてアドバイスを行います
（注：申請書の作成代行や代理申請は行っておりません）
- ・ 外部専門家を現地に派遣し、個別相談を実施します
- ・ 希望する産地へ出向き、説明会を実施します
- ・ 申請に必要な調査の実施等を支援します（補助率1/2）

※G I サポートデスクの紹介ページです。 <http://www.fmric.or.jp/gidesk>

地理的表示とは

○農林水産物・食品等の名称であって、その名称から当該産品の産地を特定でき、製品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということ特定できるもの。



例えば・・・



八女伝統本玉露



鹿児島壺造り黒酢



市田柿

制度の大枠

- ①「地理的表示」を生産地や品質等の基準とともに登録（登録時の9万円以外に更新料等は不要）。
- ②基準を満たすものに「地理的表示」の使用を認め、GIマークを付す。
- ③不正な地理的表示の使用は行政が取締り。
- ④生産者は登録された団体への加入等により、「地理的表示」を使用可。

効果

- 基準を満たす生産者だけが「地理的表示」を名称として使用可能。
- 品質を守るもののみが市場に流通。
- GIマークにより、他の産品との差別化が図られる。
- 訴訟等の負担なく、自分たちのブランドを守ることが可能。
- 地域共有の財産として、地域の生産者全体が使用可能。

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

地理的表示保護制度活用支援中央窓口（G I サポートデスク）

TEL：0120-954-206

<事業名：地理的表示等活用総合対策事業>